

## 石狩、後志地域台風・津波等対策協議会会則

### (名称)

第1条 この会は、石狩、後志地域台風・津波等対策協議会（以下、「協議会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 協議会は、石狩、後志地域に所在する港則法適用港における台風・低気圧及び地震津波等に対する船舶等の安全対策について必要な事項を協議し、その実施を図ることを目的とする。

### (実施事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項を行う。

- (1) 港内及び周辺における台風・低気圧及び地震津波の影響に関する調査
- (2) 港内及び周辺における台風・低気圧及び地震津波対策の策定
- (3) 港内及び周辺における台風・低気圧及び地震津波対策措置の伝達
- (4) その他本協議会の目的達成のために必要な事項

### (委員)

第4条 協議会は、石狩、後志地域に所在する港則法適用港に係る別表に掲げる機関及び団体等をもって委員とする。

### (事務局)

第5条 協議会の事務局を小樽海上保安部に置く。

### (役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

会長 1名

副会長 5名

会長は、小樽海上保安部長とし、副会長は各港の管理者とする。

### (職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の職務を代行する。

(会議)

第8条 協議会においては、定例会議を年1回、必要に応じて全体又は港別の臨時会議を会長が招集する。

- 2 全体会議は、委員の2分の1以上の出席をもって開会する。
- 3 会議においては、次の事項を協議する。
  - (1) 年度計画及び報告に関すること。
  - (2) 会則の制定及び改廃に関すること。
  - (3) その他必要な事項に関すること。

(その他)

第9条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は会長が副会長と協議して定める。

附則

この会則は、平成17年3月18日から施行する。

この会則は、平成18年3月10日から施行する。

この会則は、平成22年6月22日から施行する。